

アメリカの新学校図書館基準 に関する一考察

—学校図書館からメディア・センターへ—

北 島 武 彦

ま え が き

今日のアメリカにおける学校図書館の発展に大きな寄与をしている要因の一つに学校図書館基準の存在がある。わが国でも文部省⁽¹⁾が昭和34年に「学校図書館基準」を発表したが、現場の各学校によって必ずしも守られず、またその後の社会情勢の変貌に即した改訂もおこなわれていない。

これに対し、アメリカにおいては1920年さいしょの学校図書館基準がC. C. Certainによりまとめられて以来、

- (1) American Library Association. Post-War Planning Committee. School libraries for today and tomorrow; functions and standards. Chicago, American Library Association, 1945.
- (2) American Association of School Librarians. Standards for school library programs. Chicago, American Library Association, 1960.
- (3) American Association of School Librarians and the Department of Audiovisual Instruction of the National Education Association. Standards for school media programs. Chicago, American Library Association; Washington D. C. National Education Association, 1969.

2 アメリカの新学校図書館基準に関する一考察

のように、つねに新時代に即応した全国的な基準を制定し、各学校図書館でも基準に示されたレベルに到達するよう、努力がなされている。これら諸基準のうち、とくに(3)にあげた1969年の基準は現在もっとも新しいものであり、しかも、その目標・内容などの面で従来の基準と著しく異なる特徴をもっている。そこで、この基準（以下「新基準」と称する）の主要な点を紹介しつつ、現在のアメリカにおける学校図書館に対する考え方・動向についてのべたい。

(1) 新基準の目的と性格

新基準はアメリカ学校図書館員協会（American Association of School Librarians）と全米教育協会視聴覚教育部（Department of Audiovisual Instruction of the National Education Association）が28の関係団体代表者から成る諮問委員会の協力を得てまとめたものであり、つぎの6章から成っている。

1. 学校におけるメディア計画
2. メディア計画における職員と業務
3. 資料の選択・利用・組織化
4. メディア・センターの資料—規模と経費
5. メディア・センターの施設・設備・備品
6. 各校のメディア計画に対する補完的サービス

アメリカ学校図書館員協会は1960年に上記(2)の学校図書館基準を、また全米教育協会視聴覚教育部は1966年に、

Quantitative standards for audiovisual personnel, equipment and materials in elementary, and higher education.

という基準をそれぞれ発表していたが、その後の社会情勢の変化、教育の発達、技術革新などにかんがみ、両団体が協力して一つの基準を制定すべきであるという観点に立って、新基準が制定されたのである。

この新基準には二つの目的があり、一つは今日の教育目標上の諸要請と

見合った基準を制定することであり、他は学校図書館基準と視聴覚教育基準を統合した一つの総合的な基準を制定することにあつた。とくに後者は従来学校図書館基準と視聴覚教育基準がそれぞれ別個のものとして制定されていたものを統合しようとしたものであり、その背景に「資料」(material) という概念に対する変化が存在することを見逃すわけにはいかない。

従来、日本の図書館界のみならず、アメリカの図書館界でも「資料」を「図書資料」(book material) と「図書以外の資料」(non book material) に大別し、後者には新聞・雑誌・パンフレット・リーフレットなどの印刷資料(printed material) とフィルム・スライド・レコード・録音テープなどの視聴覚資料(audiovisual material) を含めてきた。また、ときには図書・新聞・雑誌・パンフレット・リーフレットなどを印刷メディア(printed media) とよび、視聴覚資料を視聴覚メディア(audiovisual media, 非印刷メディア) と称し、区別してきた。

この考え方の背景には印刷資料と視聴覚資料は別個のものであり、ときには後者は前者に対し補助的な存在であるという考え方が存在している。したがって、たとえば1960年のアメリカの学校図書館基準では、学校における視聴覚資料の組織と管理方式は学区により異なり、視聴覚資料と視聴覚教育のためのセンターが学校図書館とは別個に設けられる場合と、学校図書館課の一部として学校図書館指導主事により管理される場合があるとのべ、各学校内でも視聴覚資料は学校図書館資料の一部として学校司書(school librarian) が管理する場合と、視聴覚主任が別個に管理する場合があるとのべている。この点に関連して、アメリカの学校図書館制度を導入したわが国においても、同様な現象が見られることを指摘できる。

これに対し、新基準では印刷資料・非印刷資料の枠をはずし、両者は教育メディアとして全く同一であり、学校図書館が児童・生徒・教師の要求に即応するためには両者を統合した統合計画(unified program) が望まし

4 アメリカの新学校図書館基準に関する一考察

いとのべている。

したがって、新基準では、従来、長い間にわたって使用されてきた学校図書館 (school library), 図書館員 (librarian) という名称を廃止し、メディア・センター (media center), メディア・スペシャリスト (media specialist), システム・メディア・センター (system media center) などの新しい概念を打ち出している。

このように、新基準は従来のそれにくらべ、画期的な内容を持ち、今後のアメリカの学校図書館を理念的に指導するものと思われる。したがって、わが国の学校図書館関係者も、その内容・特徴を理解する必要があると思われるが、これを正しく理解するために、まず基準の中で使用されている幾つかの用語について説明を加えておきたい。

メディア (media) コミュニケーションにおける印刷および視聴覚形態の媒体およびそれに附随する技術

メディア・プログラム (media program) メディア・センターとその職員により児童・生徒・教師に提供されるすべての教育的およびその他のサービス

メディア・センター (media center) 学校内の学習センターであり、ここではメディア・スペシャリストにより児童・生徒・教師の利用のため、あらゆる種類の印刷および視聴覚メディア、設備・備品、サービスが提供される。

メディア・スタッフ (media staff) メディア・センターの計画を実践活動する職員

メディア・スペシャリスト (media specialist) 教育メディアについて十分な専門教育を受けた職員。教育上の諸決定に責任を有する場合には教師の資格が必要となる。たとえば、つぎの教育の各分野での専門化が考えられる。

(1)小・中・高校など教育のレベル, (2)カリキュラムの諸領域, (3)メディア形態, (4)サービスの方法。

さらに教育上の決定に責任をもたない専門職のメディア・スペシャリストは教師の資格を必要としない。たとえば, テレビその他のメディア領域の職員がそれである。

メディア・テクニシャン (media technician) メディア・スタッフの一員で, メディア・スペシャリストほどの教育は受けていないが, つぎの分野で, 一ないしいくつかの能力をもっている。絵画の作成と展示, 情報・資料の組織化, 写真撮影, 機械の操作と簡単な保守。

メディア・エイド (media aids) 書記的または秘書的能力をもつメディア・スタッフの一員。

システム・メディア・センター (system media center) 学校組織 (school system) 段階でのセンターで, 当該組織に属する各校のメディア・センターを援助し, 補完的サービスを提供する。

統合メディア計画 (unified media program) 印刷メディアおよび視聴覚メディアに関する教育およびその他のサービス計画で, 一人の主任が統合された単一の計画により管理する。

ティーチング・ステーション (teaching station) 学校内で正規の教育活動がおこなわれるすべての場所をいう。ふつう, 教室がこれに該当するが, 必ずしも教室だけとは限らない。教育はメディア計画の一部とみなされているが, メディア・センターはこの範疇にふくまれない。

以上が新基準の概要であるが, この基準は児童・生徒数 250 名以上の学校を対象とするとともに, 250 名以下の学校にも有効であるように考慮されている。

6 アメリカの新学校図書館基準に関する一考察

(2) 職員と業務

新基準ではメディア・センターの職員としてメディア・スペシャリスト(以下「メディア専門職」と称する),メディア・テクニシャン(以下「メディア技術職」と称する),メディア・エイド(以下「メディア助手」と称する),をあげているが,その業務・資質・人数に関し,つぎのように定めている。

(1) メディア専門職

その業務はつぎのとおりである。

- ① 教育関係資料のコンサルタント,資料専門家として教師および児童・生徒へサービスをおこなう
- ② メディア・センター用資料の選択
- ③ 資料の提供・利用
- ④ 利用者が資料を自作する場合の援助
- ⑤ カリキュラム計画における教師との共同作業
- ⑥ 教育経験を構成するための教師との共同作業
- ⑦ 教師の有効なメディア利用のための指導
- ⑧ 児童・生徒のメディア・センターおよび資料の利用指導
- ⑨ 児童・生徒の聴取・視聴・読書技術上の能力育成のための援助
- ⑩ 児童・生徒の好ましい学習習慣,自主的学習態度の形成,研究および批判的評価方法に関する技能修得への援助
- ⑪ 児童・生徒の好ましい読書・視聴・聴取方法・態度・鑑賞の指導
- ⑫ メディア・センターで観察した児童・生徒の発達状況,当面する問題点,目的達成状況などに関し,適切な情報を教師に提供する
- ⑬ 教師の要請がある場合には教室で人的情報源として活動する
- ⑭ 教師陣の一員として活動する
- ⑮ 教師が最近のカリキュラムおよび教育の一般領域における発展に関する専門的資料・情報を利用できるようにする

- ⑩ 教師が研究集会・研修コース・会合および地域社会の教育関係資料を利用できるような情報を提供する

以上の業務内容をみると、メディア専門職が従来の単なる学校図書館職員の域を超え、教育面においても、教育メディア面においても高度の専門的知識・技術を要求されていることがわかる。したがってメディア専門職として要求される資質はつぎのようになっている。

① 教育の一般領域の基礎知識

- 1) カリキュラムの構造
- 2) 児童・生徒の発達段階
- 3) 教授法
- 4) 心理学

② 教育メディアおよびサービス領域の知識

- 1) 印刷および視聴覚資料の分析・評価・選択・構成
- 2) 児童・生徒・教師・その他職員の資料利用方法
- 3) メディア・センターの目的・機能・計画
- 4) 資料およびサービスの管理・組織化
- 5) コミュニケーション理論
- 6) 情報科学（教育システムの理論と構成に関する理解をふくむ）

さらにまた、知識・コミュニケーションの増大と不断の変化、カリキュラムの発展、技術の進歩に即応し、メディア専門職は教育メディア面で、たとえば小・中・高校などの学校種別、メディア形態による専門・分化が必要となっている。

つぎに、これらメディア専門職の人数については児童・生徒250名ごとに専任1名と定められており、これを1960年の学校図書館基準で定められたライブラリアン

児童・生徒数900名まで

300名またはその半数以上の端数に対し1名

8 アメリカの新学校図書館基準に関する一考察

児童・生徒数900名以上の場合

400名またはその半数以上の端数に対し1名

に比較すると、量的にも高い基準となっていることがわかる。

(2) メディア技術職

メディア技術職はメディア助手とともにメディア専門職を補佐する職員で、メディア専門職の指示を受けて業務に従事し、その業務はつぎのとおりである。

- ① 絵画の作成と展示 たとえばトランスペアレンシー・ポスター・図表などの作成，展示・掲示，スライドの作成など
- ② 情報・資料の組織化 たとえば書誌的調査，情報・資料組織化の個々の業務，資料探索の援助など
- ③ 写真撮影 たとえば写真の現像，カメラ操作，暗室管理など
- ④ 機械操作と簡単な保守 たとえばフィルム，テレビ用機械の保守，コンピューター機器の操作など

これらメディア技術職の人教は児童・生徒数2,000名までの学校ではメディア専門職1名に対しメディア技術職1名とし，2,000名を超える学校ではメディア助手の合計人数とメディア専門職の比率が2対1以下でもよい。

(3) メディア助手

メディア助手は書記・秘書的業務に従事し，つぎのような事務を処理する。

- ① タイピング
- ② 記録の保管
- ③ 通知の発送，文書の開封
- ④ 事務室および貸出関係の日常業務
- ⑤ 書架上の資料の配列規正
- ⑥ 資料の配架・ファイル

⑦ 書架点検

⑧ フィルムその他の補修・修理

これらメディア助手の人数はメディア技術職の場合と同様である。

以上のメディア技術職とメディア助手の人数を、1960年の学校図書館基準で定められている児童・生徒数600名またはその半数以上の端数に対し1名と比較すると、メディア専門職の場合と同様、高い基準となっていることがわかる。

(3) メディア・センターの資料——規模と経費——

新基準は第3章で資料の選択・利用・組織化の方針についてのべ、第4章ではメディア・センターの資料について具体的な数量的基準を示している。この数量的基準を見て感じることは今日のアメリカのメディア・センターには質量ともに広範な印刷および視聴覚メディアを整備することが要請されていること、メディア・センターが文字通り学校教育に必要なあらゆるメディアのセンターとなっていることである。以下にこの数量的基準をあげておく。

(1) **メディア・センターの基本資料**（教師用専門資料、教室で利用する辞典・百科事典・雑誌・新聞、教科書を除く。なお、この基準は児童・生徒数250名以上の学校を対象としたものである）

- ① 図書 最低6,000～10,000種とし、10,000冊または児童・生徒数1人当たり20冊の何れか多い方で構成する
- ② 雑誌 小学校（K—6）40～50種（成人用の非専門雑誌若干をふくむ）
小学校（K—8）50～75種
中学校 100～125種
高等学校 125～175種

このほか、各学校とも雑誌記事索引誌および雑誌と索引誌の複本を用意する。

10 アメリカの新学校図書館基準に関する一考察

③ 新聞

小学校 3～6種

中学校 6～10種

高等学校 6～10種

各学校ともコレクションの中に地方紙・州の新聞・全国紙各1種をふくむ

④ パンフレット・切抜き・その他の資料 パンフレット・政府出版物・大学・専門学校の要覧・職業関係の情報・切抜きその他カリキュラム，児童・生徒の要求に適した資料

⑤ フィルムストリップ 500～1,000種とし，1,500プリントまたは児童・生徒1人当たり3プリントのいずれか多い方で構成する。(コレクションが増加するにともない，種類数を増加させる)。

⑥ 8ミリフィルム(正規の長さのもの) 最低500種とし，児童・生徒1人当たり1½フィルムを複製・補充する

⑦ 16ミリフィルム

各学校における16ミリフィルムの受入は個々のフィルムの範囲と利用頻度，システム・メディア・センターの有用性およびそのフィルム資料の所蔵量その他の要因により決定される。どこから入手した場合でも，フィルムは児童・生徒および教師がじん速・容易に利用できるようにしなければならない。つぎの勧告は利用しやすさという点からのべたものである。

勧告：最低3,000種が利用できるようにし，複製・賃借により補うこと

⑧ 録音テープ・レコード資料(電子実験室資料を除く) 1,000～2,000種とし，3,000本(枚)のレコード・録音テープまたは児童・生徒1人当たり6本(枚)のいずれか多い方で構成する(コレクションが増加するにともない，種類数を増加させる)。

⑨ スライド 2,000(あらゆる大きさのスライドをふくむ)

⑩ 絵画資料 芸術作品(複製)——複本をふくめ1,000 絵画・学習資

料——ピクチャ・ファイルおよびバーチカル・ファイル資料のための個々の絵画・学習資料。これらの資料のほかに、各教室などの学習の場毎に15セットとメディア・センターから利用できるもの25セット

その他の絵画資料——ポスター・写真・図譜・図表・グラフ・その他

⑪ 地球儀 小学校——各教室に1種とメディア・センターに2種

中・高等学校——各教室に5種とメディア・センターに2種

このほか各学校とも特殊な地球儀がメディア・センターで利用できること

⑫ 地図 学習対象となる地方の地図各1種と特殊地図(経済・気候・政治・歴史地図など)

各クラスが同時に利用できるだけの同一地図。その数はクラスの数、トランスペアレンシー、フィルムストリップによる地図の有用性などで決定される。

教室に必要な掛地図

⑬ マイクロ資料 カリキュラム関係の事項に役立つ資料を購入する。

Reader's Guide に索引化されるすべての定期刊行物と新聞ファイルはレファレンス用として収集する。

⑭ トランスペアレンシー 2,000種と教科担当教師の選択したもの

⑮ その他の資料 プログラム学習資料——印刷・電子その他の形式のプログラム資料

実物資料——模型・ジオラマ・複製品その他の実物資料

道具

芸術品

ビデオ・テープ資料

リモート・アクセス・プログラム用資料

資料ファイル

(2) 教師用専門資料(児童・生徒250名以上の学校)

12 アメリカの新学校図書館基準に関する一考察

- ① 図書 200～1,000種
- ② 雑誌 40～50種の専門雑誌。必要に態じ複本および Education Index

(3) 経費

メディア・センターの資料の新しさを維持するため、児童・生徒1人当り実効経費(1日平均利用者にもとづいた)の全国平均6%を下らない額を、毎年、児童・生徒1人当りに対し支出すべきである。普通年間支出の½が印刷資料に、他の½が視聴覚資料に支出される必要がある。

以上が新基準で示された資料の数量的基準であるが、これをみると、質的に多種多様な資料を要求しているとともに、量的にも1960年の基準を上まわる数量を要求していることがわかる。たとえば1960年の基準で明確な数量的基準を示してある資料は

- ① 図書 児童・生徒数200～999名の学校 6,000～10,000冊
同 1,000名以上の学校 児童・生徒1名当り10冊

② 雑誌

小学校 (K—6)	25種
同 (K—8)	50種
中学校	70種
高等学校	120種

ほかに図書館員および教材資料関係の専門雑誌を最低5種

- ③ 新聞 最低3～6種

- ④ フィルムおよびフィルムストリップ 年6回以上利用するものは購入する

- ⑤ 地球儀 最低1個

の5種類だけで、あとはパンフレット・レコードおよび録音テープ・レリア(立体資料など)が必要であるということがのべてあるだけである。

以上の点からも新基準が従来の基準にくらべ、文字通り多種多様なメデ

ィアを要求し、数量的に高いレベルを求めていることがわかる。

(4) 施設・設備・備品

新基準ではメディア・センターに必要な施設・設備・備品について第5章で示している。

施設については設計が機能的で、外観が魅力的であること、快適な利用と資料保存のため、照明・防音、温・湿度調整のほか、床に防音材料とじゅうたんを使用することを勧告している。

設備・備品については各学校の児童・生徒の身体的発達状況を充分考慮し、適切な規格にすべきことを強調し、具体的に書架その他の備品を列挙している。

以下に施設・設備・備品のうち、とくに数量的基準が示されているものについて列挙しておく。

(1) 施設

- ① 入口・貸出関係 800～1,000平方フィート
- ② 閲覧・ブラウジング・個人視聴関係 1スペース当り100席以下とし、在籍児童・生徒数の15%、1人当り40平方フィート
- ③ 個人学習・お話(小学校)・情報サービス関係
収容座席数の30～40%を個人学習関係にあてる。キャレルを設備する場合、幅36インチ×奥行24インチ
- ④ 会議室 3～6室を設け、各150平方フィート
- ⑤ 小集団用視聴関係 視聴スペースのほかに会議室を設ける。200平方フィート
- ⑥ グループ計画・研究指導関係 900～1,000平方フィート
- ⑦ 管理関係 専門職4名分の事務スペースおよびメディア計画作成用スペースとして600～800平方フィート
- ⑧ 作業室 300～400平方フィート

14 アメリカの新学校図書館基準に関する一考察

- ⑨ 維持・修理関係 120～200平方フィート
- ⑩ メディア制作実験関係 800～1,000平方フィート
- ⑪ 暗室 150～200平方フィート
- ⑫ 材料・備品保存関係 120平方フィート
- ⑬ 書庫関係 400～800平方フィート
- ⑭ 雑誌保存関係 250～400平方フィート
- ⑮ 視聴覚備品配付・保管関係 400～600平方フィート
- ⑯ 教師用専門資料センター 600～800平方フィート
- ⑰ 任意のスペース(学校の計画により決定する)

1) テレビジョン

- スタジオ 40×40フィートのスタジオとコントロール・スペース
- 保存関係 800～1,000平方フィート
- 事務関係 1,200平方フィート

2) ラジオ 20×25フィートのスタジオとコントロール・スペース

3) コンピューター学習実験室 900～1,000平方フィート

4) リモート・アクセス用保管およびコントロール・センター関係 900～1,000平方フィート

(2) 備品

つぎにあげる基礎的とは機能的なメディア計画のための基準を示し、発展的とは個別教育と個人学習などの教育方法のための基準を示す(主要な備品についてのみあげておく)。

① 16ミリ発声映写機

- 基礎的 4教室に1台とメディア・センターに2台
- 発展的 2教室に1台とメディア・センターに5台

② 8ミリ映写機

- 基礎的 3教室に1台とメディア・センターに15台
- 発展的 各教室に1台とメディア・センターに25台

- ③ 2×2インチスライド映写機（リモート・コントロール付き）
- 基礎的 5教室に1台とメディア・センターに2台
 発展的 3教室に1台とメディア・センターに5台
- ④ フィルムストリップ映写機
- 基礎的 3教室に1台とメディア・センターに1台
 発展的 各教室に1台とメディア・センターに4台
- ⑤ フィルムストリップ発声映写機
- 基礎的 10教室に1台とメディア・センターに1台
 発展的 5教室に1台とメディア・センターに2台
- ⑥ 10×10インチオーバーヘッド・プロジェクター
- 基礎的 各教室に1台とメディア・センターに2台
 発展的 各教室に1台とメディア・センターに4台
- ⑦ 実物投影機
- 基礎的 25教室に1台と各階に1台
 発展的 15教室に1台とメディア・センターに2台
- ⑧ フィルムストリップ・ビューアー
- 基礎的 小学校では各教室に1台とメディア・センター内の2教室
 に1台。中学校ではメディア・センター内の3教室に1台
 発展的 小・中学校とも各教室に3台とメディア・センター内の各
 教室に1台
- ⑨ 2×2インチスライド・ビューアー
- 基礎的 5教室に1台とメディア・センターに1台
 発展的 各教室に1台とメディア・センターに1台
- ⑩ テレビ受像機（最低23インチ）
- 基礎的 番組視聴可能なところでは各教室に1台とメディア・セン
 ターに1台
 発展的 番組視聴可能な小学校では視聴者24名に1台。同じく中・

16 アメリカの新学校図書館基準に関する一考察

高等学校では1教室視聴者20名に1台。小・中・高等学校ともにメディア・センターに1台。

⑪ マイクロ映写機

基礎的 20教室に1台

発展的 小学校では2学年に1台。適用できる中・高等学校では各科に1台。メディア・センターに1台

⑫ レコード・プレーヤー

基礎的 K—3の場合、各教室に1台。K4—6の場合、各学年に1台。

中・高等学校では15教室に1台。各プレーヤー毎にイヤホン1組

発展的 K—6の場合、各教室に1台とメディア・センターに5台。

中・高等学校では5教室に1台とメディア・センターに5台。各プレーヤー毎にイヤホン1組

⑬ テープレコーダー

基礎的 小学校では2教室に1台とメディア・センターに2台。各レコーダーにイヤホン1組

発展的 小学校では各教室に1台とメディア・センターに10台。各レコーダーにイヤホン1組

中・高等学校では5教室に1台とメディア・センターに10台。各レコーダーにイヤホン1組

⑭ 聴取室

基礎的 3教室に1教室の割合でイヤホン6～10組を設備した移動式聴取室

発展的 各教室およびメディア・センターに6～10組のイヤホンと聴取設備

⑮ 閉回路テレビ

新しい施設はすべて各教室とメディア・センターに必要な装置をふくむ必要がある。

古い施設はこのような計画の開始とともに閉回路テレビ用の配線をする必要がある。

⑯ ラジオ受信機 (AM—FM)

基礎的 メディア・センターに1台と中央送信システム (AM—FM)

発展的 メディア・センターに3台と中央送信システム (AM—FM)

⑰ 複写機器

基礎的 30教室に1台とメディア・センターに1台

発展的 20教室に1台とメディア・センターに1台

⑱ 印刷複製機器

基礎的 30教室に1台とメディア・センターに1台

発展的 20教室に1台とメディア・センターに1台

⑲ マイクロ・リーダー (うち若干はマイクロ・フィッシュ附属装置をふくむ)

基礎的 10教室に1台とメディア・センターに1台

発展的 5教室に1台とメディア・センターに1台

⑳ マイクロ・リーダー・プリンター

基礎的 メディア・センターに1台

発展的 メディア・センターに3台

㉑ 携帯用ビデオ・テープ・レコーダー装置 (カメラをふくむ)

基礎的 15教室に1台とし、各建物に最低2台

発展的 5教室に1台とし、各建物に最低2台

以上が新基準における施設・設備・備品に関する数量的基準であるが、特に備品については基礎的・発展的の二つのレベルを設定し、それぞれの段階での所要数量を定めている点が1960年の基準にくらべ、いちじるしい特徴を示している。この発想の背景には1959年 James B. Conant が児童・生徒の能力に応じた個人指導計画、個別指導を強調⁽²⁾して以来、アメリカの教育界における個別学習・自主的学習の思想が強力に存在していた

ということが出来る。

また新基準では施設・設備・備品の面でも1960年の基準より大きくレベル・アップしており、たとえば閲覧座席数については1960年の基準では児童・生徒の10%としているが、新基準では15%と定めている。また1960年の基準にくらべ、新基準では各施設の所要スペースと個々の視聴覚設備・備品をきわめて具体的にあげ、教室およびメディア・センターごとの所要数量を明示していることも特徴的である。

いずれにせよ第4章にあげられている資料の質と量、第5章にあげられている施設・設備・備品の質と量をみると、新基準が従来の基準と全く異なった立場で、印刷資料と視聴覚資料を同一のメディアと考え、両者を文字通り統合・融合化した特色ある基準であるということが出来る。

(5) システム・メディア・センターについて

新基準では第6章を“Supplemental services for the school media program”と名付け、システム・メディア・センター(system media center)のことを論じているが、この章が新基準のもっとも新しい特色を示しているといえる。

すなわち、各学校のメディア計画が円滑に運営されるためには、より広範な行政地域に設けられたメディア・センターからの補完的サービスが必要であるとのべている。

この広範な地域メディア・センターとは、(1)ある地域内の学校組織のメディア・センター、(2)各州の地方メディア・センター、(3)州のメディア・センターである。

したがって、今日のアメリカのメディア・センターはそれぞれが単一に孤立した、単なる施設・場所としての「学校図書館」ではなく、メディア・センターとはメディア専門職その他のスタッフにより、児童・生徒・教師にサービスを提供する機能そのものを意味し、しかも地域メディア・セン

ター、地方メディア・センター、州メディア・センターなどによりシステムを形成し、一つの大きなネット・ワークを構成していること、しかもこれらの各システムがコンピューターなどにより、相互に連結されるという構想のもとに、この新基準は制定されたものであり、そこに現代の図書館思想を貫く図書館相互協力 (library cooperation) とシステム理論の反映をみることができる。

- 注1 文部省『学校図書館運営の手びき』(東京, 明治図書出版, 昭和34 P. 30~44)
2 Conant, James Bryant. "The American high school today." (New York, McGraw-Hill, 1959. 140P.)

<参考文献>

1. 古賀節子「アメリカ学校図書館基準」(「教育研究」第17号, 19P.)
2. アメリカ・スクール・ライブラリアン協会「アメリカの学校図書館基準」(全国学校図書館協議会海外資料委員会訳, 全国学校図書館協議会, 昭和41, 171P)
3. 図書館教育研究会『新版学校図書館通論』(学芸図書, 昭和47, 279p)
(とくに本書の付録に筆者が解説付きで紹介した「アメリカの学校図書館基準」から, 出版社の了解を得て引用させていただいた。記して謝意を表す)。